

感染拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施について

1 目的

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（2月2日変更）に基づき、政府（内閣官房）が実施するモニタリング検査に県も協力し、再度の感染拡大の予兆を早期に探知する。

2 モニタリングの概要（政府の説明）

（1）対象

緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都府県

（2）内容

感染の再拡大の端緒を適切に捉え、早期対応につなげるため、民間検査機関等を活用し、市中（歓楽街、商業施設、駅等）における幅広い検査を実施

〈政府と県の役割分担〉

政府：実施体制の整備、運営（民間事業者に委託して実施） ※県負担なし
県：検査場所の提案・調整

（3）目標

全国で1万件／日程度（PCR検査 唾液）

（4）期間

緊急事態宣言解除後～オリンピック／パラリンピックを目安
（ワクチンの普及状況によっては、今冬の流行に備えて秋頃までを想定）

3 本県の対応

3月5日（金）から神戸市中央区の商店街で当面実施し、順次、検査場所を拡大

（1）実施場所及び候補場所例

- ①スポット型：検査スポットを設置し、来場者に対して検査又は検査キットを配布
・ショッピングセンター、駅構内 等
- ②団体検査型：各団体に所属する対象者に対して、定期的に検査を実施
・民間事業所、県の関係機関 等

（2）対象者

無症状者 1,000件／日程度を目途（当面100件／日程度で実施）

（3）その他

- ①結果については、検査会社から直接本人に通知
- ②陽性の場合、本人が新型コロナ健康相談コールセンタへ連絡し、保健所を通じて、医療機関を受診（医師の診断）